

## 第8回南魚沼市子ども・子育て会議議事録

日時	平成27年10月1日 13:30から
場所	南魚沼市役所南分館 103会議室
参加	委員 12名（欠席：西野、高橋（恒）、魚崎、福永、小倉、川島） 事務局 10名（子育て支援課、保健課、学校教育課） （欠席：福祉保健部長、保健課長、学校教育課長、子ども・若者育成支援センター長、高橋（紅））

### 議題

- (1) 要支援児入園募集の結果について(報告) (資料1)
- (2) 保育に欠ける事由の追加について (資料2-1)
- (3) 特別利用保育の規定について (資料2-2, 2-3)
- (4) 保育園再編等に伴う定員変更等の見込みについて (資料3)
- (5) 子ども・子育て支援事業計画の変更について (資料4)

### 1. 開会（子育て支援課長） 13:30～

### 2. 議題

#### 議題(1) 要支援児入園募集の結果について（事務局より説明）

◎報告のみ

総申込数46名中、45名が内定。不承諾1名は要支援児としての要件を満たさないため通常の入園募集として取り扱う。今後は更に募集方法の精査を行う。

#### 議題(2) 保育に欠ける事由の追加について（事務局より説明）

◎事務局案を承認し、平成28年度より以下の事由を追加。

「保護者の育児能力が十分でない」と認められる」「保護者が刑事罰・行政罰により適切に育児することが不可能であると認められる」家庭等について行政の判断で保育施設に入所させることができる。この家庭については育児に関する講習会等の参加を義務付ける等の支援を行う。

問1 要件の適用について、保健課、子育て支援課はどのように関わるのか。

答1 乳幼児健診・全戸訪問で悩んでいる保護者を見つけ、保健課から子育て支援課に話をもらう。

問2 ケース検討会議のように会議をもつのか。

答2 その予定である。

- 意1 講習会については、内容の組立と参加しやすい空気づくりが必要。
- 意2 悪い対応ではないので、安易に保護者が楽をするような制度にならないようにしていただきたい。アフターフォローのスペンが長くなるので定期的に支援できる仕組みづくりが必要。
- 意3 ほのぼの広場での保護者対応であれば、面談中に児童の一時預かりができて保護者も話しやすいのではないか。

### **議題(3) 特別利用保育の規定について（事務局より説明）**

◎事務局案を承認し、平成28年度より適用。

以下の特例事由がある場合、教育施設（幼稚園、認定こども園）を希望する保護者（1号認定）の保育施設（保育園、認定こども園）利用を特別利用保育（本来であれば保育施設利用の対象とならない児童について、市町村が認める場合に利用許可すること）として認めることとする。

ただし、利用保育施設の定員に空きがある場合に限り認められる事由であるため、保育に欠ける児童の途中入園が多い場合は認定期間内でも途中退園をしてもらう可能性がある。

#### **特例事由1：3歳未満の子どもを家庭で保育する**

（次の全てに該当する場合に認める。）

- ①保護者が家庭で3歳未満の児童を育児する3歳以上の児童であること
- ②居住地区に幼稚園・認定こども園が存在しない又は受入れが出来ないこと

#### **特例事由2：年長（5歳）児の保育所継続利用**

（次の全てに該当する場合に認める。）

- ①4月1日現在で年齢が5歳であること。
- ②前年度も希望する園に在籍していた児童（継続児）であること。
- ③居住地区に幼稚園・認定こども園が存在しない又は受入れができないこと

#### **特例事由3：教育施設（幼稚園・認定こども園）での受入れ不可の場合**

（次の全てに該当する場合に認める。）

- ①教育施設の利用を希望しているが、市内の教育施設では定員等の理由で当該児童を受入れることが困難であり、当該児童を受入れることで運営に支障が出る場合。
- ②市内保育施設の定員に空きがある場合。

問3 特例事由で1号認定を受けた子は自分の地域の保育園に入園可能か。

答3 入園可能である。保護者の就労場所に近い保育園も選択可能。

問4 継続児ではないが、年長だけ集団生活をさせたいという場合は保育園に入園できないのか。

答4 保育に欠ける事由がない場合は入園できず、認定こども園での受入になる。ただし推奨はしていないが、私的契約であれば公立保育園への入園も可能。また、認定こども園の全園で受入不可の場合は特例事由3が適用になり、保育園の特例利用が可能。

問5 特例事由1の認定期間が終了するのはいつのことか。

答5 下の子が2歳になる日の属する年度末である。なお、未満児を家庭で2名以上保育することが保護者の育児能力に対して著しく負担であると認められる場合は、議題(2)で挙げた保育に欠ける事由に該当し、保育施設の利用が可能。

意4 今までの慣例では保育に欠けなくても入園できる地域だったものを、本来は保育に欠けなければ入園できないと切り替えるやり方なので、保護者の誤解を招かないよう子育て支援課から保護者への統一した趣旨説明をしていくことが必要。

意5 他市町村ではここまで厳密にやっている所は少ないので、市の方向性は良いものだと思う。

#### **議題(4) 保育園再編等に伴う定員変更等の見込みについて(事務局より説明)**

◎保育園の新設や改築、統廃合など保育園再編等の状況と、今後の定員変更の現状での見込みについて説明。

問6 定員を増やしたのは0～2歳児を多くとるためか。施設内の面積も関係するので、どこを増やすために定員を増やすのか教えてほしい。

答6 本来の目的はそのためではなかったが、0～2歳児の入所数が上がっているため、結果的にそこを増やすことになっている。

意5 今後の新設の際には0～2歳児を多めに入所できるよう施設を作ってもらいたい。

意 6 どろんこ会から子育て支援課主幹に個人的に連絡を取っていたということを知ったことがあり、ある部分で癒着になってしまうのではないかと懸念する。また、どろんこ会は園長を公募しているため、悪いことではないがしっかりした運営ができるかを見る必要があると思う。

意 7 経営が成り立つかというところまでは出先の監査では見られない部分もあるため、市のフォローは必要。

**議題(5) 子ども・子育て支援事業計画の変更について（事務局より説明）**

◎事務局の説明を承認。

3月に承認された事業計画について、1号認定児童数の増加、民間認定こども園での受入れ数の増員を踏まえ、教育・保育の「量の見込み」及び「確保策」を修正。現在の児童の増加数のままであれば、この計画で保育園、認定こども園で十分受け入れられる。

5. 閉会 15:00